

幼稚園の新制度移行について

1 利用定員とは

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえた上で、「認可定員」の範囲内で定める定員のことです。

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき久留米市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て会議の意見聴取をおこなうことが、子ども・子育て支援法で規定されています。

※「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。特定教育・保育施設のうち幼稚園については福岡県が行います。

2 子ども・子育て会議における意見聴取

施設の利用定員については、子ども子育て支援法第31条第2項に基づき、子ども子育て会議でご意見をいただくこととなっており、本市においては、具体的な数は幼児教育・保育部会に諮り、議決いただいたものを本会議においてご報告することとしております。(久留米市子ども子育て会議条例第8条第6項)

今回の審議は、学校法人光琳学園が運営する巨瀬川幼稚園の新制度移行確認に関し、利用定員についてご報告させていただくものになります。

【幼稚園から新制度幼稚園への移行】

施設名称	特定教育・保育の提供区域	運営法人	利用定員	認可定員
巨瀬川幼稚園	東部	学校法人 光琳学園	120人	120人